

(日本共産党市議団提案)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)

政府は、世界に類のない75歳以上の高齢者だけを対象にした「後期高齢者医療制度」廃止の衆議院選挙公約を反古にし、4年後に先送りしました。

この度、「新制度」を検討している「高齢者医療制度改革会議」が、「中間とりまとめ」を発表しました。そこでは、サラリーマンやその被扶養者の家族は、組合健保や協会けんぽなど被用者保険に入りますが、それ以外の大多数を国民健康保険に加入させ、現役世代とは「別勘定」にして、都道府県単位で財政運営する制度に組み込むこととされています。

健康な人も健康に不安を抱える人も、老いも若きも互いに支えあってこそ保険制度です。健康上も、リスクの高い高齢者だけを囲い込んで、「別勘定」にする制度は、公的保険として致命的な欠陥制度です。

「平成のうばすて山」と呼ばれる後期高齢者医療制度は、高齢者の保険料を2年ごとに値上げする過酷な制度であり、その大元にあるのが、高齢者の医療財政を別勘定にした制度設計にあります。

政府がつくろうとしている「新制度」は、高齢者の医療費を「別勘定」にした現行制度の根本欠陥をそのまま引き継いでいます。これでは、後期高齢者医療制度廃止の公約を守ったとはとても言えず、「うばすて山」の存続にほかなりません。医療費を抑制し、国庫負担を削るやり方では問題は決して解決しません。同時に、大きな矛盾と批判を抱えた「新制度」の成立を待つ政治では、いつまでも現行制度が続き、国民の被害が広がるばかりです。

高齢者が安心して暮せる社会をつくることは政治の責任です。後期高齢者医療を速やかに廃止して、元の老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、さらに、高齢者の窓口負担の無料化や保険料負担の軽減を図っていく改革が必要です。

よって、国並びに政府関係機関におかれましては、高齢者をはじめ、誰もが安心して医療を受けられるように、憲法25条の立場に立って、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1、後期高齢者医療制度はすみやかに廃止すること
- 2、国庫補助を増やし、保険料負担を軽減すること
- 3、保険料滞納世帯への資格証明書や短期保険証の発行は中止すること
- 4、療養病床削減計画は中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2010年9月 日

熊本市議会